

令和8年度徴収基準額表（保育料）

南部町では子育て支援のために、3歳未満児の保育料の基準額を下げて保護者の負担軽減を行っています。

【教育標準時間利用】（通常保育時間 8:30～12:30）

階層区分	定義	利用者負担額（月額：円）	
第1階層	生活保護世帯	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 令和元年10月より 幼児教育・保育の 無償化 </div>	
第2階層	市町村民税所得割非課税世帯		ひとり親世帯等
			ひとり親世帯等以外の世帯
第3階層	市町村民税所得割課税世帯77,100円以下		ひとり親世帯等
			ひとり親世帯等以外の世帯
第4階層	市町村民税所得割課税世帯211,200円以下		
第5階層	市町村民税所得割課税世帯211,201円以上		

保育料の見直しをし、更に軽減をしています！

南部町では子育て支援のために、月々の保育料を軽減し、保護者の負担軽減を行っています（下表の「軽減額」参照）。また、令和7年4月より、各階層1割程度の軽減を行っています。

【保育標準時間利用】（通常保育時間 7:30～18:30）

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額：円)			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児 保育料	
		保育料	軽減額 (R6年度保育料と比較)		
第1階層	生活保護法世帯等	0	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 令和元年10月より 幼児教育・保育の 無償化 </div>	
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0		
		ひとり親世帯等以外の世帯	0		
第3階層	市町村民税所得割課税額10,000円未満	ひとり親世帯等	2,500		△300
		ひとり親世帯等以外の世帯	8,800		△1,000
第4階層	10,001円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	4,300		△500
		ひとり親世帯等以外の世帯	12,400		△1,400
第5階層①	48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	4,300		△500
		ひとり親世帯等以外の世帯	16,000		△1,800
第5階層②	57,700円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	4,300		△500
		ひとり親世帯等以外の世帯	16,000		△1,800
第5階層③	77,101円以上97,000円未満	16,000	△1,800		
第6階層	97,000円以上105,000円未満	23,000	△4,800		
第7階層	105,000円以上169,000円未満	30,000	△4,800		
第8階層	169,000円以上200,000円未満	36,700	△4,100		
第9階層	200,000円以上301,000円未満	42,100	△4,700		
第10階層	301,000円以上397,000円未満	47,500	△5,300		
第11階層	397,000円以上	49,300	△5,500		

※一定所得以下の世帯について、多子世帯・ひとり親世帯への保育料軽減制度が拡充されたことに伴い、第5階層を3つの区分に分類して表記しています。軽減制度については、同封の「保育料の決定及び納付について」をご覧ください。

【保育短時間利用】（通常保育時間 8:30～16:30）

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額：円)			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児以上児	
		保育料	軽減額 (R6年度保育料と比較)	保育料	
第1階層	生活保護法世帯等	0	—	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	—		
	ひとり親世帯等以外の世帯	0	—		
第3階層	市町村民税所得割課税額10,000円未満	ひとり親世帯等	2,350		△300
		ひとり親世帯等以外の世帯	8,500		△1,000
第4階層	10,001円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	4,100		△500
		ひとり親世帯等以外の世帯	12,000		△1,400
第5階層①	48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	4,100		△500
		ひとり親世帯等以外の世帯	15,600		△1,800
第5階層②	57,700円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	4,100		△500
		ひとり親世帯等以外の世帯	15,600		△1,800
第5階層③	77,101円以上97,000円未満	15,600	△1,800		
第6階層	97,000円以上105,000円未満	22,400	△4,800		
第7階層	105,000円以上169,000円未満	29,300	△4,800		
第8階層	169,000円以上200,000円未満	35,900	△4,100		
第9階層	200,000円以上301,000円未満	41,200	△4,700		
第10階層	301,000円以上397,000円未満	46,500	△5,300		
第11階層	397,000円以上	48,200	△5,500		

令和元年10月より
幼児教育・保育の
無償化

※一定所得以下の世帯について、多子世帯・ひとり親世帯への保育料軽減制度が拡充されたことに伴い、第5階層を3つの区分に分類して表記しています。軽減制度については、同封の「保育料の決定及び納付について」をご覧ください。

延長保育料と預かり保育料については、
幼児教育・保育無償化の対象外です。

【延長保育料（※保育標準時間及び保育短時間利用の方）】

利用時間	徴収額
7:00～7:30	100円
18:30～19:00	100円

利用時間	徴収額
7:30～8:30	100円
16:30～18:30	100円

【預かり保育料（※すみれこども園の教育標準時間利用の方）】

利用時間	教育標準時間階層区分	徴収額
12:30～16:30	第1階層	0円
	第2階層	100円
	第3～5階層	300円